

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和7年1月29日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター駐車場警備委託業務契約
- (2) 調達案件の仕様 「仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 履行場所 灘公共職業安定所及び兵庫障害者職業センター庁舎前
(神戸市灘区大内通5-2-2)

2 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供等」の「B」、「C」、「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 公安委員会より警備業の認定を受けている者。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (11) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札への参加及び入札書の提出方法

本入札の参加申請及び入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限って、紙入札方式に変えることができる。

詳細は、入札説明書に記載する手順に従うこと。

5 入札関係書類

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：本公告開始日から令和7年2月19日（水）17時00分まで

交付方法：上記の期間中、兵庫労働局ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加申請書（競争入札参加申込書）の受付期間

本公告開始日から令和7年2月19日（水）17時00分まで

(3) 入札書の受付期間

本公告開始日から令和7年2月20日（木）17時00分まで

6 開札日時及び場所

(1) 日時 令和7年2月21日（金）10時30分

(2) 場所 兵庫労働局総務課会議室（神戸クリスタルタワー14階）

7 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類を上記5（2）の期限までに提出しなければならない。

また、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書も提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、上記(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約締結日までに国の予算(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議する。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 入札説明会について

入札説明会は実施しない。入札参加者は入札説明書及び仕様書等を熟読し、内容を承認のうえ参加すること。

(10) 契約関係書類の扱いについて

担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。

契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(11) その他 詳細は入札説明書による。

8 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務部総務課 会計第四係 坂元
電話：078-367-9176
メールアドレス：sakamoto-akane.p36@mhlw.go.jp

入札説明書

令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター 駐車場警備委託業務契約

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 坂元 宛

Mail : sakamoto-akane.p36@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名：令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター駐車場警備委託業務契約
- ② 受領日（ダウンロード日）
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

I 共通事項

1 契約担当官等

- (1) 契約担当官
支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎
- (2) 調達機関番号
017
- (3) 所在地番号
28

2 契約内容

- (1) 契約件名
令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター駐車場警備委託業務契約
- (2) 契約の仕様
仕様書による。
- (3) 履行場所
灘公共職業安定所及び兵庫障害者職業センター庁舎前（神戸市灘区大内通5-2-2）
上記、施設の建造物、駐車場、駐輪場及び庁舎周辺の路上
- (4) 契約期間
令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。
- (5) 契約締結日について
契約締結日は令和7年4月1日とする。
ただし、契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (6) 契約条項を示す場所、入札に関する問い合わせ先等
神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局総務部総務課会計第四係 担当：坂元
電話078-367-9176（直通） Mail: sakamoto-akane.p36@mhlw.go.jp
※質問の方法及び期限については下記6（9）を参照のこと。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供等」の「B」、「C」、「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 公安委員会より警備業の認定を受けている者。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びピについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険

- エ 国民年金
- オ 労働者災害補償保険
- カ 雇用保険

- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (11) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札価格等

(1) 入札価格

入札者は、本契約の履行に要する一切の諸経費も含めた総価により入札価格を見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札価格に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※業務管理費には賃金・最低賃金上昇予定分、一般管理費等その他諸費用を全て見込むこと。

(2) 落札者の決定

最低価格落札方式とする。

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札者が複数ある場合の取扱い

落札者となる者が2人以上あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定する。

(4) 落札者の決定通知

落札者が決定したときは、入札者又は代理人にその氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び価格について、口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。

(5) 契約価格

入札価格に消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

(6) 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除とする。

5 契約の締結

(1) 契約書類の要否

契約書の作成を要する。

(2) 契約の締結

競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約の発効

支出負担行為担当官及び契約の相手方双方が記名捺印しなければ、本契約は発効しないものとする。

6 その他

(1) 本入札は電子調達システムにより執行するため、入札書は当該システムにより提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、「Ⅲ 紙入札方式による場合」に従って入札すること。

(2) 入札説明会

本入札に係る入札説明会は行わない。

(3) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 入札の辞退

入札参加を申し込んだ後、辞退を希望する場合は辞退届を支出負担行為担当官あて提出すること。

(5) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の入札など、入札に関する条件に違反する者の入札は無効とする。

(6) 再度入札

予定価格を超過するなどの理由により再度入札とする場合、再度入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。

(7) 入札の延期

入札者又は代理人が相連合し又は不穏な挙動をするなど、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。

(8) 情報公開

落札者の決定にあたり、開札会場において落札事業者名及び落札価格を発表するとともに、当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情報公開請求がなされたときは、公開することがある。

(9) 疑義・質問

本入札に関する疑義・質問については、令和7年2月7日（金）17時00分までに、書面により上記Ⅰの2（6）の場所へ問い合わせること。

(10) 契約関係書類の扱いについて

- ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
- ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

- (11) 入札参加者は、入札書の提出（電子入札機能により入札した場合を含む）をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

II 電子入札方式による場合

1 各種手続きの期間

(1) 証明書等受付期間

令和7年1月29日(水)9時00分より令和7年2月19日(水)17時00分まで。

【入札参加申請時提出書類】

- ・資格審査結果通知書(写)
- ・都道府県公安委員会の認定書(写)
- ・労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保険料納付に係る申立書」
- ・支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」、「役員等名簿」

※資格審査結果通知書等のファイル形式(拡張子)は、「.bmp」、「.jpg」又は「.pdf」とする。

(2) 入札書受付期間

令和7年1月29日(水)9時00分より令和7年2月20日(木)17時00分までとする。

※添付ファイルとして、入札書と併せて入札金額内訳書(別紙様式)を提出すること。
※期限内に電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(3) 開札予定日・時間

令和7年2月21日(金)10時30分より執行する。

※開札会場での立ち会いは不要とするが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

(4) 開札場所

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務課会議室

(5) 再度入札

落札者の決定がない場合は、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

2 代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合には当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

3 障害発生時及び電子調達システムに関する問い合わせ先

(1) ホームページ及びヘルプデスク

①調達ポータルURL

<https://www.p-portal.go.jp/>

②調達ポータルヘルプデスク TEL 0570 - 000 - 683 (ナビダイヤル)
03 - 4332 - 7803 (IP電話等の場合)

(2) 緊急時の問い合わせ先

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局総務部総務課会計第四係 電話078-367-9176 (直通)

Ⅲ 紙入札方式による場合

1 各種手続きの期間

(1) 競争入札参加申込書受付期間 (必着)

令和7年1月29日(水)9時00分より令和7年2月19日(水)17時00分までとする。

※原則郵送での受付とする。競争入札参加申込書の提出期限までに到着するよう、余裕をもって郵送し、上記Iの2(6)の担当者あて電話で受領確認をすること。

【入札参加申請時提出書類】

- ・電子調達システムによることができない旨の「競争入札参加申込書(紙入札方式)」
- ・資格審査結果通知書(写)
- ・都道府県公安委員会の認定書(写)
- ・労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保険料納付に係る申立書」
- ・支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」、「役員等名簿」

(2) 入札書受付期間 (必着)

令和7年1月29日(水)9時00分より令和7年2月20日(木)17時00分までとする。

※上記1(1)と同様に、原則郵送での受付とする。

【提出方法】

- ・入札書は、当局で定めた様式によること。
- ・作成後は封筒(長形3号)に入れ封をすること。
- ・入札書を封入する封筒に、宛名(兵庫労働局支出負担行為担当官)、氏名(法人の場合は名称又は商号)、及び「2月21日開札 令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター駐車場警備委託業務契約 入札書在中」と朱書きすること。
- ・入札書と併せて入札金額内訳書(別紙様式)を作成し、入札書と同封して提出すること。

※また、上記Iの6(6)の再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目、第3回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

(3) 開札予定日・時間

令和7年2月21日(金)10時30分より執行する。

※ 紙による入札参加がある場合で、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることにする。その場合の開札結果については、メールや電話等で通知する。

なお、上記(2)【提出方法】の注意書きに記す第2回目、第3回目の入札書を事

前に提出していない紙入札参加者は、第1回目の開札に立ち会わなければ、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2回目以降の入札を辞退したものとして取り扱うため留意すること。

また、開札に立ち会う場合にあっては、開札執行職員の求めに応じられるよう、競争参加資格を証明する書類、立会者の身分が証明できるものを必ず持参し、代表者でない者が立ち会う場合は、当局様式の委任状も併せて提出すること。

(4) 開札場所

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務課会議室

2 代理人による入札

代理人による入札の場合は、開札執行前までに当局で定めた様式の委任状を提出すること。

入札金額内訳書(税抜き額)

(令和7年度) 月	月 額
4月	円
5月	円
6月	円
7月	円
8月	円
9月	円
10月	円
11月	円
12月	円
1月	円
2月	円
3月	円
年 計<応札額>	円

応札者名

--

仕 様 書

1 警備場所及び警備員数・警備時間等

納入場所	灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター（神戸市灘区大内通5-2-2）の庁舎、駐車・駐輪場及び庁舎周辺。		
納入期限	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。		
稼働日	月～金曜日	警備員数	1名
		警備時間	午前8時15分～午後4時45分まで。 (休憩時間：1時間・実働時間：7時間30分)
		開庁日数	年間242日

2 警備内容

(1) 警備方法

警備は、常駐警備方式とし、委託者の指定する日時に警備員を所定人数配置し、駐車場等に於ける車両・通行人の誘導安全確保に努める。

(2) 駐車場利用者の車両誘導

- ① 駐車場に空きが出来た場合の案内。
- ② 駐車場待ち車への誘導。
- ③ 駐車場出入りの際の安全確保（公用車含む。）。
- ④ 障害者用駐車場への健常者の駐車防止。

(3) 駐車場内の安全確保及び整理

歩行者の安全確保及び敷地内通路上（特に点字ブロック上）駐輪の二輪車の整理。

(4) 近隣住民等への安全配慮及び融和の確立

駐車場待ち車と他の通行車両等との事故防止のための監視・誘導。

(5) 緊急事態発生時について

初動処置と施設管理責任者及び関係部署への通報、連絡の徹底。

3 進捗管理・成果物等

警備員は勤務終了後、毎日、書面により警備実施状況を報告し、施設管理者の確認をもらうこと。これをもって、当該契約業務の履行を客観的に証明する資料とする。

(1) 計画書の提出

受託者は、施設毎に年間計画及び月間計画を作成の上、施設管理者及び兵庫労働局へ各1部ずつ提出すること。

(2) 責任者及び業務担当者の名簿の提出

受託者は、書面をもって施設管理者へ責任者・担当者を選任し報告すること。

*氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証、受託者との雇用関係を証明する書類。

(3) 業務に関する必須となる資格

交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）とする。但し、交通誘導警備検定者を常駐出来ない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を常駐させること。

交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する職員とは、

- ① 警備業法における警備員指導教育責任者資格証の交付を受けている者。
- ② 警備業法における指定講習を終了した者。
- ③ 警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が一年以上である者とする。

(4) 問題発生時の連絡体制

作業計画の大幅な変更を要する事態の発生等契約上の重大な問題が生じた場合、受託者は契約担当部局に対し、速やかにその内容を報告すること。

4 服装、警備等

業務の実施にあたり必要となる次の経費は、受託者の負担とする。

- (1) 受託者指定の服装。
- (2) 誘導灯。警笛、雨合羽。
- (3) その他警備業務に必要な物品。

5 その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項及び警備実施にあたって問題が発生した場合は、その都度協議の上、決定する。

(2) 受託者は、契約開始日までに各公共職業安定所管理者と具体的な警備方法（人員配置場所等）について打合せを行うこと。

*実情に合わせた警備体制を確立すること。

(3) 来庁者の車の状況により、配置場所を変更する場合がある。

(4) 受託者の責に帰すべき事由による損害については、受託者が対人・対物等の賠償を行うこと。

(5) 来庁者に対し懇切丁寧に対応すること。万一、警備員と来庁者との間でトラブルが生じた場合、委託者は一切責任を負わない。

(6) 土・日・祝祭日・年末年始は休日とする。

(年末年始は、12月29日～1月3日) なお、盆は開庁日。

- (7) 警備員について、労働基準法等関係法令に従い、適切に労働時間の管理を行うこと。
- (8) 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、入札参加に応じること。契約締結後に最低賃金の改定が行われ、作業従事者の人件費が最低賃金を下回った際は、契約額の変更の可否について協議を行うため申し出ること。
- (9) 本件による業務を受託者が第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む)に委託することは認めない。
- (10) 受託者は、当書面に記すもののほか、当局が示す契約条項を遵守すること。

契約書（案）

支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長 ●● ●●（以下「甲」という。）と、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部 契約担当役 支部長 ○○ ○○（以下「乙」という。）と、（会社名）（役職）（氏名）（以下「丙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、役務を甲並びに乙の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター駐車場警備委託業務契約

契約金額 金○, ○○○, ○○○円

（うち消費税及び地方消費税額金○○○, ○○○円）

（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。）

契約保証金 免除

（信義誠実の原則）

第1条 甲並びに乙及び丙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（役務の納入場所及び期限）

第2条 役務の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 別添仕様書の記載のとおり

納入期限 別添仕様書の記載のとおり

（検査）

第3条 丙は、役務を納入しようとするときは、甲並びに乙の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、役務品名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

2 甲並びに乙は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

3 納入役務は、すべて甲並びに乙の指示（仕様書等）のとおりであって、甲並びに

乙が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、丙の負担とする。

(危険負担)

第4条 天災その他不可抗力又は甲並びに乙及び丙の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、丙は当該契約を履行する義務を免れ、甲並びに乙は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納期の有償延期)

第5条 丙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に役務の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲並びに乙は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるもの限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第6条 丙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に役務の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲並びに乙は、前項の場合において、その請求が正当と認められたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第7条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第8条 甲並びに乙は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲並びに乙は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合に丙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲並びに乙の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第5条及び第6条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格役務の受渡を終了しないとき。

(2) 丙の都合により、丙が甲並びに乙に対して本契約の解除を請求し、甲並びに乙がそれを承認したとき。

(3) 丙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲並びに乙が行う役務の検査又は納入に際し、丙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第26条の規定に違反したとき。

3 甲並びに乙は、丙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲並びに乙による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲並びに乙又は丙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第9条 丙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲並びに乙に損害を与えたときは、甲並びに乙に対し、その損害を賠償するものとする。

2 丙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲並びに乙の意思表示があった日から10日以内に、甲並びに乙にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲並びに乙は、前項の請求を受けたときは、甲並びに乙が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(再委託)

第10条 丙は、委託業務を第三者(丙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲並びに乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人(丙又は丙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 丙又は丙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(丙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。

(4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 丙は、本契約に関して、丙又は丙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の

写しを甲並びに乙に提出しなければならない。

3 丙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲並びに乙に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第12条 丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲並びに乙が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲並びに乙の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲並びに乙が指定する期日までに支払わなければならない。

（1） 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2） 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3） 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4） 丙又は丙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

（5） 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。

2 丙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲並びに乙に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲並びに乙がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第13条 丙が前条に規定する違約金を甲並びに乙の指定する期日までに支払わないときは、丙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲並びに乙に支払わなければならない。

（契約金額の支払）

第14条 丙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲並びに乙へ提出するものとする。

2 甲並びに乙は、丙より適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第15条 甲並びに乙は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した

金額を遅延利息として丙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 丙は、甲並びに乙の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 丙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲並びに乙に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲並びに乙は、丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲並びに乙は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 丙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 丙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 丙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲並びに乙は、丙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲並びに乙は、第8条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 丙は、甲並びに乙が第8条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項、第24条及び第27条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲並びに乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 丙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲並びに乙に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 丙は、丙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲並びに乙に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第24条 甲並びに乙は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他

の手續を要せず、丙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 丙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 丙が本契約締結以前に甲並びに乙に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 丙が、丙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第25条 前条の規定により甲並びに乙が契約を解除した場合、丙は、違約金として、甲並びに乙の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲並びに乙が指定する期日までに支払わなければならない。

2 丙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲並びに乙に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲並びに乙がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第26条 甲並びに乙及び丙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納入役務が契約の内容に適合しない場合の措置)

第27条 甲並びに乙は、第3条に規定する納入検査に合格した納入役務を受領した後において、当該納入役務が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を丙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、丙はこれに応じなければならない。なお、甲並びに乙は、丙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲並びに乙の選択に従い、甲並びに乙の指定した期限内に、丙の責任と費用負担により、不足分の提供を行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲並びに乙は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、丙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 丙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 この契約の履行に当たり、甲並びに乙及び丙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙丙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第29条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第8条第2項、第9条、第12条、第13条、第15条、第19条、第21条、第25条、第26条、第27条、第28条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
支出負担行為担当官
兵庫県労働局総務部長 ●● ●●

乙 兵庫県尼崎市武庫豊町3丁目1番50号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
兵庫支部
契約担当役支部長 ○○ ○○

丙

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

役員等名簿

事業所名 _____

所在地 _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員 (監査役含む) を記入してください。

競争入札参加申込書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

申込人
所在地
事業所名
代表者名

下記物件の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

- 1 件名
令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター駐車場警備委託業務契約
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例) 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

- 3 電子調達システムへの対応予定時期
-

※氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

入札書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

住 所
名称又は商号
代表者氏名
代 理 人

下記案件について入札説明書等の記載事項について遵守し、仕様書に従って受託するものとして、入札します。

（件名） 令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター駐車場警備委託業務契約

（入札金額） 年額 ￥ (消費税除く)

電子くじ番号（必須）

--	--	--

※入札金額が同額の場合、電子くじを実施しますので任意のくじ番号（3桁）を記入すること。なお、記載がない場合及び記載された数字が他の入札者と重複した場合は、連絡先電話番号の末尾3ケタを電子くじ番号とする。

※ 契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切捨て）とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

※ 入札金額は算用数字で記入すること。また、金額の末尾には、－（ピリオドハイフン）を記載すること。

(代理人用)

委 任 状

今般
たします。

私儀
を代理人と定め、下記の権限を委任い

記

- 1 件名 令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター駐車場警備
委託業務契約
- 2 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限及びそれにかかる
復代理人の選任に関する権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者
所在地
事業所名
代表者名

(復代理人用)

委 任 状

今般
いたします。

私儀
を復代理人と定め、下記の権限を委任

記

- 1 件名 令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター駐車場警備委託業務契約
- 2 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者（代理人）

所在地

事業所名

代表者名

代理人（復代理人）による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人（復代理人）をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

記

1. 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の本店、または本社に所属する場合は、委任状【代理人用】を使用してください。

「競争入札参加者」…その法人の代表者

「代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

2. 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の支店、または営業所等に所属する場合は、委任状は【代理人用】及び【復代理人用】の2枚が必要になりますので、以下のとおり使用してください。

【代理人用（1枚目）】

「競争入札参加者」…その法人の代表者

「代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の所属する支店または営業所等の長

【復代理人用（2枚目）】

「競争入札参加者（代理人）」

…1枚目で委任された、支店長又は営業所長等その法人の代表者

「復代理人」…入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

※ 上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。

※ 入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権（復代理権）を授与された者に限ります。

※ 代理及び復代理は、委任状発行以降の日に限り有効です。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

所 在 地
事業所名
代表者名
代理人（復代理人）

この度、下記の入札案件について辞退致します。

件名 令和7年度 灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター駐車場警備委託業務契約